

日本労働組合総聯合規約改正草案

(昭和九年度大會)

第一章 總則

第一條 本聯合は日本労働組合總聯合を稱す。

第二條 本聯合は本聯合の組織費を以て目的とする。

第三條 本聯合は本規約を以て組織する。

第二章 組織

第四條 本聯合は本聯合が加盟を承認したる各種労働組合を以て組織す。

第五條 同一地方に二個以上の加盟組合を有する時は地方聯合会を組織す。

第六條 本聯合に加盟せる同一産業の労働組合は全国的産業別聯合会を組織することを得。

第三章 機関

第七條 本聯合は次の機関を置く。

一 大會 二 中央委員會 三 中央執行委員會

第八條 大會は本聯合の最高決議機關にして各加盟組合代表議員を以て構成し、その組織は一回中央委員會の召集を召集す。

但し中央委員會の召集と認めたる時は中央委員會臨時大會を召集することを得。

第九條 大會代表議員選挙は中央執行委員會之を定む。

第十條 中央委員會は本部役員及中央委員を以て構成し、大會より次期大會